

(栗塚) 問ヒマシタ處カ伊太利テモ阿蘭陀テモ白耳義テモ廢シテ居ル佛蘭西モ近日廢スタロウカラ日本ノ法律ニハ御勸メ申サナイト申シテ來マシタ

(松岡) 大變都合ノ好イコトダカ一家ノ節ヲ立テルノニ不都合タカラホアソナードカ廢シタノタロウ

(栗塚) ソウテハアリマセン他ノ人ヲ害スルカラト云フノテ御座イマス

(松岡) 保證ヲ立テサセテ猶豫シテ置ク様ナ實跡カ現ハレル
(村田) 一般ノ債務者カラ云フト置カン方カ良カロウ

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百十條朗讀ス

第一款 法律上ノ抵當

第一千二百十條 左ノ抵當ハ總テノ要約ニ關セス當然成立ス

民再七ノ一九五

第一 婦カ其夫ニ對シテ有スルコト有ル可キ總債權ノ爲メ婚姻ノ日現ニ夫ニ屬スルト後日之ニ屬ス可キトヲ問ハス其夫ノ總不動産ニ付キ婦ノ有スル抵當但夫ノ未成年タルトキモ亦同シ

第二 未成年者及ヒ禁治產者カ其後見人ニ對シテ有スル總テノ債權ノ爲メ現在ニ屬スルト將來ニ得ルトヲ問ハス後見人ノ總不動産ニ付キ有スル抵當

第三 國府縣市町村及ヒ公設所カ行政法ノ定メタル限度ト條件トニ從ヒ會計吏員ノ管理ノ爲メ其不動産ニ付キ有スル抵當

又第一千八百八十七條及ヒ第一千百九十條ニ從ヒ變性シタル先取特權ヨリ生スル抵當ハ之ヲ法律上ノ抵當ト看做ス

(箕作) 第三モ總不動産デ御座イマシヨウ

日本學術振興會

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 女房カ夫ノ抵當權ヲ持ツコトカアルカ知ラン

(南部) アルトモ、君杯ハ歐州ノコトヲ知ランカラ困ル

(栗塚) 法律上ノ抵當ヲ置ケハコウ云フコトヲ申サナケレハナリ

マセン

(箕作) 之ヲナクナスト法律上ノ抵當カナクナツテ仕舞フ

(松岡) 准禁治産テハナイカ民法テハ白痴瘋癲杯ハ准禁タロウ

(栗塚) ソウテハアリマセン

(松岡) 禁治産ヲ入レハ准禁モ同シカネ

(栗塚) 准禁テハ此民法テハ見テ居リマセン

(松岡) 跡テ忘レン様ニシテ貰ヘハ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

于時午後二時五十分閉會

昭和十三年四月九日寫了司法省法律調査會藏書

日本學術振興會

